

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 都市計画部地域整備課耐震・不燃化担当
問合せ先 03 - 5803 - 1844

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	不燃化推進特定整備地区事業助成金									
根 拠 規 定 等	文京区不燃化推進特定整備事業助成金交付要綱 文京区不燃化推進特定整備事業住替え助成金交付要綱									
創 設 年 月	平成	27	年	1	月	経過年数 〔自動計算〕	9年	終 了 予 定 年 月	令和8年3月	
見 直 し 年 月	令和	3	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	4年			
見 直 し の 内 容	事業終了予定年月の変更									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	7都市整備費	1都市整備費		2都市整備事業費		5不燃化推進特定整備地区事業		1不燃化推進特定整備地区事業		177
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☒ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(24都市整防第598号)により指定を受けた不燃化推進特定整備地区の区域内において、老朽建築物の建替えに伴い必要な費用(除却費・建築設計費・工事監理費及び住替えに要する費用)、危険建築物の除却に要する費用を助成することにより、不燃化建替え等を促進し、災害発生時において、大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぎ、災害に強いまちづくりを推進する。					
補 助 事 業 等 の 内 容	(1)建替え促進助成 (2)危険建築物除却助成 (3)住替え助成					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	(1)建替え促進助成…①除却費(老朽建築物の除却に要する費用)、②建築設計費等(助成対象建築物に建て替えるために必要な建築設計及び工事監理に要する費用)(2)危険建築物除却助成…除却費(危険建築物の除却に要する費用)(3)住替え助成…不燃化建替えに伴う住替えに要する費用					
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☐ 事業者 ☒ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] (1)老朽建築物を除却し、建て替える者で、建替え後の建築物を所有する個人又は中小企業者(中小企業基本法第2条第1項)。ただし、宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第2条第3号)及び住民税を滞納している者は除く。(2)所有している老朽建築物を除却する個人又は中小企業者(中小企業基本法第2条第1項)。ただし、住民税を滞納している者は除く。(3)建替え促進助成の助成対象除却建築物に継続して1年以上居住かつ除却建築物を所有している者で、除却に伴い移転する個人。					
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 [補助率] ☐ 定額 [補助額] ☒ 補助単価 [補助単価 (1)①及び(2) 単位 m ²] ☒ その他 (1)①及び(2) 25,000円 [その他の場合は具体的に記入] (1)②…建替えに伴って必要な建築設計及び工事監理に要する費用として区要綱に定める額。ただし、補助対象床面積の合計は300m²を上限とする。(3)…不燃化建替えに伴う住替えに要する費用として区要綱に定める額。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] (1)①及び(2)…東京都の要綱に準じた設定とする。なお、実際に要した額を上限とする。					
公 募 の 状 況	ホームページ、区報等により周知する。					
実績報告書時における 使 途 の 確 認 方 法	☒ 領収書 ☒ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 [工事写真、検査済証 等]					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☐ 区単独 ☒ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有)	負担割合 上乗せの内容・理由	区 1/2	国	都 1/2	補助対象者

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	3	2	7	9
決算(予算)額	2,754	11,910	19,151	39,020
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	1,376	5,954	9,574	19,510
その他	0	0	0	0
一般財源	1,378	5,956	9,577	19,510
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金により、老朽建築物の不燃化建替え及び危険建築物の除却が促進され、災害に強いまちづくりの実現が図られた。
課題	事業開始より交付件数は74件となっているが、不燃領域率が目標値に達していないため、引き続き不燃化推進特定整備地区内の不燃化を進める必要がある。
今後の方向性	引き続き助成制度の周知及び啓発を行い、耐火性の高い建築物への建替え等を促進して、「燃えない・燃え広がらないまち」の実現を目指す。